**チェックシート**

●ごみ集積場の設置、利用及び管理上の一般的な遵守事項は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | チェック欄 |
| 関係者協議 | ・集積場設置区域の自治会長と協議を行うこと  ・集積場設置場所の土地所有者の同意を得ること  　※同意書又は占用許可書の写しを提出すること | □ |
| 設置等届 | **・**収集開始希望日の2週間前までに「ごみ集積場設置等届」を提出すること | □ |
| 収集日 | ・「家庭ごみ収集カレンダー」に記載のとおり　※市公式HP参照 | □ |
| 管理 | ・集積場は、利用者及び管理会社等が協働して、自らの費用と責任の下に管理すること | □ |
| 利用・時間 | ・土浦市が指定する方法で分別すること  ・燃やせるごみ・燃やせないごみ・生ごみ・容器包装プラスチックは、土浦市が指定する日の 午前8時30分までに 排出すること  ・資源になるものは、土浦市が指定する日の 午前9時00分までに  排出すること | □ |
| 清潔の保持 | ・利用者及び管理会社等は、集積場及びその周辺の清潔の保持に努めること | □ |

●ごみ集積場の規模や位置などの設置基準は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | チェック欄 |
| 設置箇所数 | ・可不燃ごみ集積場　➡ 概ね10世帯以上に1箇所  ・資源集積場　　　　➡ 概ね30世帯以上に1箇所 | □ |
| 基準・規模 | ・利用者が不自由なくごみを排出できる規模であること  ・開発行為に係る場合又は集積場用地を市に帰属する場合、「土浦市開発行為に関する指導要綱」、「集積場設置基準」のとおり | □ |
| 法令遵守 | ・道路交通法その他関係法令に抵触しない場所であること  　➡ 交差点・横断歩道等から5m以内に収集車両は停車できない等 | □ |
| 安全性・効率性 | ・安全性・効率性に支障がない場所であること  　➡ 勾配や段差・階段がない、敷地の奥ではない等 | □ |
| 公道 | ・公道に面している  ・または公道から5m以内であること  ➡ 勾配や段差・階段がない、収集車両の進入・道路交通に支障がない | □ |
| 通り抜け・転回 | ・収集車両（4t）が通り抜け又は転回できること  ・軌跡図を作成して提示すること | □ |
| 免責 | ・収集車両の通行によって道路舗装の損傷等が生じた場合は、土浦市は何ら責任を負わない | □ |

上記事項について確認しました。

年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| （届出者）　住　所 |
| 氏　名 |